

# 労働安全衛生法・石綿障害予防規則 解体・改修工事石綿対策チェックリスト

## 石綿の危険性について

過去に建設された建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、**解体・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、作業者のほか、現場近隣にも健康被害をもたらすことが起こりうる**ため、適切な対策の実施が必要です。

令和2年10月から改正石綿障害予防規則が順次施行されていますので、チェックリストで確認し石綿ばく露防止対策に取り組みましょう。

※ この他、**大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等への対応も必要**です。

## 主要実施事項 チェックリスト

### A 事前調査・分析調査の実施・届出

⇒ 詳細は2ページ

※ 解体工事、改修工事とも工事規模に関係なく調査し（一部例外あり）、一定規模の工事では石綿の有無に関係なく届出が必要

- 事前調査・分析調査を実施して石綿の使用箇所を把握しましたか。
- 事前調査・分析調査は有資格者に行わせましたか。（…令和5年10月から施行）
- 調査結果を労働基準監督署に届け出ていますか。

### B 作業計画の作成・届出

⇒ 詳細は3ページ

- 作業計画を作成し、労働者に周知していますか。
- 吹付石綿、保温材・耐火被覆材等（いわゆるレベル1・レベル2）の工事について「建設工事計画届」を労働基準監督署に届け出ていますか。

### C 作業時の禁止事項・掲示・書面備え付け

⇒ 詳細は4ページ

※ 石綿有無に関係なく調査結果を掲示、有の場合現場に記録備付け必要

- 石綿取扱場所であることや事前調査・分析調査の結果を掲示していますか。
- 事前調査・分析調査の記録を作業場に備え付けていますか。

### D 作業時の措置

⇒ 詳細は5ページ

- 石綿作業主任者技能講習修了者の中から石綿作業主任者を選任していますか。
- 業務に就く労働者に石綿使用建築物等解体等業務特別教育を実施していますか。
- 建材や作業方法に応じて、隔離、負圧化、湿潤化等の措置を講じていますか。
- 建材や作業方法に応じて、適切な呼吸用保護具、保護衣等を使用させていますか。

### E 健康管理

⇒ 詳細は7ページ

- （一般）健康診断のほか、石綿健康診断を実施していますか。

### F 記録の保存

⇒ 詳細は8ページ

- 事前調査・分析調査の記録を3年間保存していますか。
- 労働者ごとの作業記録を、作業に従事しなくなってから40年間保存していますか。
- 作業の実施状況等を写真・動画等で記録し、3年間保存していますか。
- 石綿健康診断個人票を、労働者が業務に従事しなくなってから40年間保存していますか。

石綿ばく露防止対策については、

「石綿総合情報ポータルサイト」をご参照ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



No.	A 事前調査・分析調査の実施・届出	備考
<b>【事前調査・分析調査の実施】</b>		
1	<b>文書による事前調査</b> を実施していますか。	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第2項
2	<b>目視による事前調査</b> を実施していますか。 ※ 当初調査時目視困難な材料については、目視が可能となった段階で改めて調査が必要。	<input type="checkbox"/>
3	事前調査では <b>石綿の有無が明らかにならなかった場合に、「分析調査」</b> または「 <b>石綿が含有されているとみなして対応</b> 」のいずれかを行っていますか。	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第5項 (令和5年9月までは第4項)
4	建築物の <b>事前調査</b> は以下のいずれかの <b>有資格者が実施</b> していますか。 ア 「特定建築物石綿含有建材調査者」 イ 「一般建築物石綿含有建材調査者」 ウ 「一戸建て等石綿含有建材調査者」 エ 「日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録され、調査時点でも登録されている者」 ※ ウは「一戸建て住宅」及び「共同住宅の住戸の内部」のみ調査可。 ※ 船舶の事前調査にも別途要件（船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、同講習の修了考査に合格）があります。	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第4項、 令和2年7月27日付け厚生労働省告示第276号 令和5年10月施行。
5	<b>分析調査</b> は以下のいずれかの <b>有資格者が実施</b> していますか。 ア 厚生労働大臣が定める <b>分析調査講習</b> を受講し、 <b>修了考査に合格</b> した者 イ 日本作業環境測定協会「石綿分析技術評価事業」により認定される「 <b>認定分析技術者</b> 」（Aランク・Bランク）または <b>定性分析に係る「合格認定分析技術者」</b> ウ 日本環境測定分析協会「 <b>アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）</b> 」修了者 エ 日本環境測定分析協会に登録されている「 <b>建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）</b> 」合格者 オ 日本環境測定分析協会に登録されている「 <b>アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター</b> 」 カ 日本繊維状物質研究協会「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「 <b>建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術</b> 」合格者	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第6項、 令和2年7月27日付け厚生労働省告示第277号 令和5年10月施行。
<b>【事前調査・分析調査結果の記録作成】</b>		
6	以下を網羅した <b>事前調査・分析調査記録を作成</b> していますか。 ア 事業者の名称・住所・電話番号 イ 解体等作業場所の住所、工事名称、工事概要 ウ 調査終了日 エ （事前調査対象の建築物等が設置された際の）着工日等 オ 事前調査を行った建築物等、工作物または船舶の構造 カ 事前調査を行った部分 キ 分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所 ク 事前調査の方法・分析調査の方法 ケ 事前調査実施者・分析調査実施者について、氏名、資格を証する書類の写し コ 調査部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿を含有しているとみなす場合は、その旨） サ 石綿が使用されていないと判断した材料につき、その判断根拠 シ 構造上目視により確認することが困難な材料の有無及び場所	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第7項 (令和5年9月までは第5項) <b>ケのみ令和5年10月施行。</b> シに関し、当初調査時目視困難な材料については、目視が可能となった段階で改めて調査し、その調査記録を作成することが必要。

No.	A 事前調査・分析調査の実施・届出	備考
<b>【事前調査・分析調査結果の届出】</b>		
7	<p>以下のいずれかに該当する工事について、工事開始前に労働基準監督署に<b>事前調査結果の報告</b>を行っていますか。</p> <p>ア 床面積80m<sup>2</sup>以上の<b>建築物解体工事</b></p> <p>イ 請負金額100万円以上の<b>建築物改修工事</b></p> <p>ウ 請負金額100万円以上の以下の<b>工作物の解体・改修工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反応槽</li> <li>・ 加熱炉</li> <li>・ ボイラー及び圧力容器</li> <li>・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）</li> <li>・ 焼却設備</li> <li>・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）</li> <li>・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）</li> <li>・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）</li> <li>・ 変電設備</li> <li>・ 配電設備</li> <li>・ 送電設備（ケーブルを含む。）</li> <li>・ トンネルの天井板</li> <li>・ プラットホームの上家</li> <li>・ 遮音壁</li> <li>・ 軽量盛土保護パネル</li> <li>・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</li> </ul> <p>エ 総トン数が20トン以上の<b>船舶の解体・改修工事</b></p>	<input type="checkbox"/> 石綿則第4条の2第1項・第2項、令和2年7月27日付け厚生労働省告示第278号  電子システムでの報告（書面の場合は、令和4年4月施行後の様式第1号による）。

No.	B 作業計画の作成・届出	備考
<b>【作業計画の作成・周知】</b>		
8	<p>以下の内容を含めた<b>作業計画</b>を作成していますか。</p> <p>ア 作業の方法及び順序</p> <p>イ 石綿等の粉じんの<b>発散を防止し、または抑制する方法</b></p> <p>ウ 作業を行う労働者への石綿等の粉じんの<b>ばく露を防止する方法</b></p>	<input type="checkbox"/> 石綿則第4条第1項・第2項 <input type="checkbox"/> 解体等作業を行うごとに作成。
9	作成した <b>作業計画</b> を <b>労働者に周知</b> していますか。	<input type="checkbox"/> 石綿則第4条第3項

<b>【作業計画の届出】</b> （レベル1・レベル2のみ）		
10	<p>以下のいずれかの作業を行う工事について、<b>工事開始14日前までに、工事の計画を「建設工事計画届」により労働基準監督署に届出</b>していますか。</p> <p>ア <u>建築物、工作物または鋼製の船舶に吹き付けられている石綿等（石綿含有仕上げ塗材を除く）の除去、封じ込めまたは囲い込み</u></p> <p>イ <u>建築物、工作物または鋼製の船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業</u></p> <p>※ 吹付施工による石綿含有仕上げ塗材について、令和3年4月から建設工事計画届の対象外。</p> <p>※ 吹付パーミキュライト、吹付パーライトは「石綿含有仕上げ塗材」に該当しないため、令和3年4月以降も届出必要。</p>	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第88条第3項、安衛則第90条・第91条「吹き付けられている石綿等」はいわゆる「レベル1」、「張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等」はいわゆる「レベル2」に該当。

No.	C 作業時の禁止事項・掲示・書面備え付け	備考
<b>【禁止事項とその表示】</b>		
11	作業場に <b>関係者以外立入禁止</b> とし、労働者が見やすい箇所に <b>その旨を表示</b> していますか。	<input type="checkbox"/> 石綿則第15条
12	以下のいずれかの作業を行う作業場所について、 <b>作業に従事する労働者以外立入禁止</b> とし、労働者が見やすい箇所に <b>その旨を表示</b> していますか。 ア 吹き付けられている石綿等の、 <u>切断等を伴わない囲い込み</u> イ 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の、 <u>切断等を伴わない除去または囲い込み</u>	<input type="checkbox"/> 石綿則第7条第1項
13	作業場での <b>喫煙または飲食を禁止</b> し、労働者が見やすい箇所に <b>その旨を表示</b> していますか。	<input type="checkbox"/> 石綿則第33条第1項
<b>【掲示】</b>		
14	作業場の見やすい箇所に、以下の事項を <b>掲示</b> していますか。 ア 石綿作業主任者の氏名 イ 石綿作業主任者に行わせる職務の内容	<input type="checkbox"/> 安衛則第18条 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	作業場の見やすい箇所に、以下の事項を <b>掲示</b> していますか。 ア 石綿を取り扱う作業場である旨 イ 石綿の人体に及ぼす影響 ウ 石綿等の取扱い上の注意事項 エ 使用すべき保護具	<input type="checkbox"/> 石綿則第34条 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	作業場の見やすい箇所に、事前調査・分析調査に関する以下の事項を <b>掲示</b> していますか。 ア 事前調査または分析調査の終了日 イ 事前調査を行った部分 ウ 分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所 エ 調査部分における材料ごとの石綿等の使用の有無 (石綿を含有しているとみなす場合は、その旨) オ 石綿が使用されていないと判断した材料につき、その判断根拠 カ 労働安全衛生法に基づく届出の届出年月日 キ 現場責任者氏名 ク 石綿特別教育を受講している旨・受講年月日 ケ 作業方法及び順序(概要) コ 粉じん発散の防止・抑制方法(概要) サ 労働者のばく露防止方法(概要)	<input type="checkbox"/> アからオまでは石綿則第3条第8項 <input type="checkbox"/> (令和5年9月までは第6項) <input type="checkbox"/> カ以下は通達(平成17年8月2日付け基安発第0802003号)による事項。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法では、 <b>公衆に見やすいよう掲示する義務</b> あり。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<b>【備え付け】</b>		
17	作業場に、 <b>事前調査・分析調査記録</b> (No.6参照)を <b>備え付け</b> ていますか。	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第8項



No.	D 作業時の措置		備考
<b>【作業従事者の資格・教育】</b>			
18	石綿作業主任者技能講習修了者の中から <b>石綿作業主任者を選任</b> していますか。 ※ 重層下請負などの場合、実際に作業を行う各社とも選任が必要。 ※ 平成18年3月31日までの特定化学物質等作業主任者技能講習修了者も選任可。 ※ この他、使用する薬液によっては、有機溶剤作業主任者、特定化学物質主任者なども選任を要する場合あり。	<input type="checkbox"/>	石綿則第19条
19	石綿作業主任者に以下の <b>職務</b> を行わせていますか。 ア 労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、 <b>作業の方法を決定</b> し、労働者を <b>指揮</b> すること イ 労働者が <b>健康障害を受けることを予防するための装置を1箇月を超えない期間ごとに点検</b> すること ウ <b>保護具の使用状況を監視</b> すること	<input type="checkbox"/>	石綿則第20条
20	解体等作業に係る業務に就く労働者に「 <b>石綿使用建築物等解体等業務特別教育</b> 」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法第59条第3項、安衛則第36条第37号
<b>【吹付石綿、保温材・耐火被覆材等に関する措置等】</b> (レベル1・2のみ)			
21	<b>吹き付けられている石綿等</b> または <b>保温材・耐火被覆材等</b> について <b>除去、封じ込め</b> または <b>切断等</b> を伴う <b>囲い込み</b> の作業を行う場合、 <b>以下の措置</b> を講じていますか。 ア 作業場所を <b>隔離</b> すること イ ろ過集じん方式の <b>集じん・排気装置</b> を設けること ウ 出入口に、 <b>前室・洗身室・更衣室</b> を設けること エ 作業場所及び前室を <b>負圧に保つ</b> こと オ <b>隔離後初めて作業を行う場合、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿等粉じんの漏洩の有無を点検</b> すること カ <b>集じん・排気装置の設置場所変更、その他変更を加えたときに集じん・排気装置の排気口からの石綿等粉じんの漏洩の有無を点検</b> すること キ 各作業日の作業開始前及び作業中断時に、 <b>前室が負圧に保たれているか点検</b> すること ク 上記オ・カ・キの点検で <b>異常を認めた場合、直ちに作業を中止し、集じん・排気装置の補修または増設等の措置</b> を講じること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	石綿則第6条第1項・第2項 保温材・耐火被覆材については、除去または封じ込めも切断等を伴う場合のみ対象
22	No.21の作業で隔離を行った際 <b>以下の措置</b> を講じていますか。 ア 石綿等の <b>粉じんの処理</b> イ 除去を行った部分の <b>湿潤化</b> ウ 石綿等に関する <b>知識を有する者が、除去が完了したことを確認した後の隔離解除</b>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	石綿則第6条第3項
<b>【石綿含有仕上げ塗材に関する設備等】</b> (石綿含有仕上げ塗材のみ)			
23	<b>石綿含有仕上げ塗材</b> を <b>電動工具</b> を使用して <b>除去</b> する作業を行う場合、 <b>以下の措置</b> を講じていますか。 ア 作業場所をビニールシート等で <b>隔離</b> すること イ 作業中は、 <b>常時湿潤な状態</b> に保つこと ※ 集じん装置付き電動工具（HEPAフィルタ付き）を用いるなど、同等以上の措置を講じる場合は適用外。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	石綿則第6条の3

No.	D 作業時の措置		備考
<b>【石綿含有成形品の作業方法】</b> （レベル3・けい酸カルシウム板第1種のみ）			
24	石綿含有成形品の除去作業時、 <b>切断等</b> （切断・破砕・穿孔・研磨等） <b>以外の方法</b> で作業を実施していますか。 ※ 切断等以外の方法が技術上困難な場合は適用外		<input type="checkbox"/> 石綿則第6条の2第1項
<b>【けい酸カルシウム板第1種に関する設備等】</b> （けい酸カルシウム板第1種のみ）			
25	石綿含有成形品のうち <b>けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法で除去</b> する場合、 <b>以下の措置</b> を講じていますか。 ア 作業場所をビニールシート等で <b>隔離</b> すること イ 作業中は、 <b>常時湿潤な状態</b> に保つこと		<input type="checkbox"/> 石綿則第6条の2第2項 <input type="checkbox"/> No.23が技術上困難な場合の措置。 <input type="checkbox"/>
<b>【湿潤化】</b>			
26	以下のいずれかの場合、 <b>石綿等を湿潤な状態</b> にしていますか。 ア 石綿等の切断等の作業 イ 石綿等を塗布し、注入し、または張り付けた物の解体の作業 ウ 粉状の石綿等を容器に入れ、または取り出す作業 エ 粉状の石綿等を混合する作業 オ ア～エ、No.23・25で発生した石綿等の粉じんの掃除の作業		<input type="checkbox"/> 石綿則第13条第1項 著しく困難な場合は、代わりに除じん装置付き電動工具の使用等の措置を講じる努力義務。
<b>【保護具等（呼吸用保護具・作業衣・保護衣）】</b>			
27	作業場に、 <b>同時に就業する人数と同数以上の呼吸用保護具を備えていますか。</b>		<input type="checkbox"/> 石綿則第44条・第45条
28	呼吸用保護具を、 <b>常時有効かつ清潔に保持</b> していますか。		石綿則第45条
29	石綿等の切断等の作業に従事させる労働者に、 <b>呼吸用保護具を使用</b> させていますか。		<input type="checkbox"/> 石綿則第14条第1項
30	隔離場所における <b>吹き付けられている石綿等</b> （石綿含有仕上げ塗材を除く）の <b>除去作業</b> では、労働者に、以下のいずれかの電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させていますか。 ア <b>電動ファン付き呼吸用保護具</b> イ 同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク		<input type="checkbox"/> 石綿則第14条第1項
31	石綿等の切断等の作業に従事させる労働者に、 <b>作業衣または保護衣を使用</b> させていますか。		<input type="checkbox"/> 石綿則第14条第2項
32	<b>使用後の保護具等</b> につき以下の措置を講じていますか。 ア <b>他の衣服等と隔離して保管</b> すること イ 作業場外に <b>持ち出す場合、付着物を除去</b> すること		<input type="checkbox"/> 石綿則第46条第1項・第2項
※ 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する <b>技術上の指針</b> 」「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止 <b>対策徹底マニュアル</b> 」で以下のとおり示されています。			
	<b>石綿等の除去の作業</b>		石綿含有成型板等・石綿含有仕上げ塗材の除去等を行う作業場で行う <b>石綿等の除去以外の作業</b>
	<b>隔離の内部</b>	<b>隔離の外部・隔離不要箇所</b> ・切断を伴わない囲い込み ・切断等を伴わない石綿含有成型板等の除去	
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具等	電動ファン付き呼吸用保護具等または <b>取替え式防じんマスク</b> （RS3またはRL3）	<b>取替え式防じんマスク</b> （RS2またはRL2） または <b>使い捨て防じんマスク</b>
着衣	フード付き保護衣	<b>保護衣または作業着</b>	<b>保護衣または作業着</b>



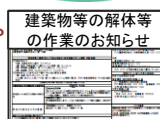
No.	F 記録の保存	備考
<b>【事前調査・分析調査の記録】</b>		
45	<b>事前調査・分析調査の記録</b> （No.6参照）を、最終調査日から <b>3年間保存</b> していますか。 ※ 大気汚染防止法では <b>工事完了日から3年間保存</b> 必要。	<input type="checkbox"/> 石綿則第3条第7項（令和5年9月までは第5項）
<b>【労働者ごとの作業記録】</b>		
46	石綿等の粉じんを <b>発散する場所における作業</b> に常時従事する <b>労働者について</b> 、 <b>1箇月を超えない期間ごとに</b> 、以下を網羅した <b>作業記録を作成し</b> 、 <b>40年間保存</b> していますか。 ア 労働者の氏名 イ 石綿等取扱い作業従事者、周辺作業従事者に関し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿取扱い<b>作業の概要</b>（周辺作業従事者の場合は、周辺作業者の作業していた場所で行われていた石綿取扱い作業）</li> <li>石綿取扱い作業・周辺作業に<b>従事した期間</b></li> <li><b>事前調査・分析調査の結果の概要</b>（No.7の届出写しで可）</li> <li><b>作業計画による作業の記録</b>（No.47）の概要</li> <li>周辺作業従事者の<b>保護具等の使用状況</b></li> </ul> ウ 石綿等の粉じん <b>に著しく汚染される事態</b> が生じたとき、 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>事態の概要</b></li> <li>事業者が講じた<b>応急の措置の概要</b></li> </ul>	<input type="checkbox"/> 石綿則第35条 直接石綿等を取り扱っていない場合でも記録対象。 <b>該当労働者が、他現場も含め作業に従事しなくなつてから40年間保存。</b> 「作業計画による作業の記録の概要」は、作業の実施状況・呼吸用保護具の使用状況を文章等で簡潔記載。
<b>【作業ごとの作業記録】</b>		
47	以下を網羅した <b>記録を作成し</b> 、 <b>作業終了日から3年間保存</b> していますか。 ア <b>作業計画</b> （No.8参照）に従つて作業を行わせたこと <ul style="list-style-type: none"> <li>掲示状況（No.11・13・15参照）</li> <li>隔離状況</li> <li>集じん・排気装置の設置状況</li> <li>前室・洗身室・更衣室の設置状況</li> <li>集じん・排気装置排気口の<b>石綿等粉じん漏洩有無点検結果</b></li> <li>前室の<b>負圧に関する点検結果</b></li> <li>隔離解除前の除去完了確認実施状況</li> <li>隔離解除前の除去完了確認者の<b>資格</b></li> <li>作業計画に示される<b>作業方法が行われたこと</b></li> <li>石綿等粉じんの<b>発散を防止し、または抑制する方法が行われたこと</b>（湿潤化など含む）</li> <li>労働者への<b>石綿等粉じんのばく露を防止する方法が行われたこと</b>（呼吸用保護具使用など含む）</li> <li>石綿等の<b>容器または包装の状況</b></li> <li><b>容器または包装への必要事項の表示状況</b></li> <li>石綿等の<b>保管状況</b></li> </ul> イ 解体等作業に従事した労働者の氏名、従事期間 ウ 周辺作業に従事した労働者の氏名、従事期間	<input type="checkbox"/> 石綿則第35条の2 工事ごとの作成。 <b>アについては写真その他実施を確認できる方法により記録</b> 作業場所・作業日時が特定できるよう撮影し、 <b>作業室や作業階が変わるごとに記録が必要。</b> 写真の他の方法として動画でも可。
<b>【健診記録】</b>		
48	<b>健康診断結果の記録を作成し</b> 、 <b>以下の期間保存</b> していますか。 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>（一般）健康診断</b> 実施後5年</li> <li><b>石綿健康診断</b> 従事しなくなつてから40年</li> <li><b>じん肺健康診断</b> 実施後7年</li> </ul> ※ この他、有機溶剤等健康診断、特定化学物質健康診断も実施後5年（一部30年）保存必要。	<input type="checkbox"/> 安衛則第51条、石綿則第41条、じん肺法第17条第1項・第2項、じん肺法施行規則第22条



# 解体・改修工事（リフォーム含む）については 事前調査・報告などが必要です！

## 事前調査等の義務があります 【すべての解体・改修工事】

- 施工業者には、**工事の規模、請負金額にかかわらず、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の事前調査等（事前調査・事前調査で含有有無不明時の分析調査）の義務があります。**
- 建築物の事前調査は、**建築物石綿含有調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行うことが義務付けられます。**
  - ※ 分析調査や船舶の事前調査にも、一定の資格を要します。
  - ※ **事前調査者・分析調査者の資格要件は、2023年10月1日以降に着工の工事に適用されます。**ただし、それ以前の工事でも資格者による調査の実施が望ましいです。
- **石綿の有無にかかわらず、一定事項を見やすい場所に掲示する義務があります。**また、**石綿有りの場合は記録の写しを作業場に備え付ける義務があります。**



## 調査結果の報告義務があります 【一定規模以上の工事】

- **石綿の有無にかかわらず、一定規模以上の工事では、元請事業者等による労働基準監督署（労働安全衛生法・石綿障害予防規則を所管）への調査結果の報告が必要です。**また、**自治体（大気汚染防止法の所管部署）にも同様のお届けが必要です。**

事前調査対象物	工事の種類	報告対象となる工事
建築物 (建築物に設ける 建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
工作物	解体・改修(※2)	特定の工作物(※3)のうち請負金額が税込100万円以上
船舶	解体・改修	総トン数が20トン以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって、既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル、トンネルの天井板、
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

- **石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。**※ **書面報告の場合は、労働基準監督署と自治体にそれぞれ提出が必要です。**

### 石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ システムの利用にはgBizID（gBizプライムまたはgBizエントリー）が必要です。

gBizIDの発行手続きは→ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿ばく露防止対策の詳細については「石綿総合情報ポータルサイト」をご参照ください。  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

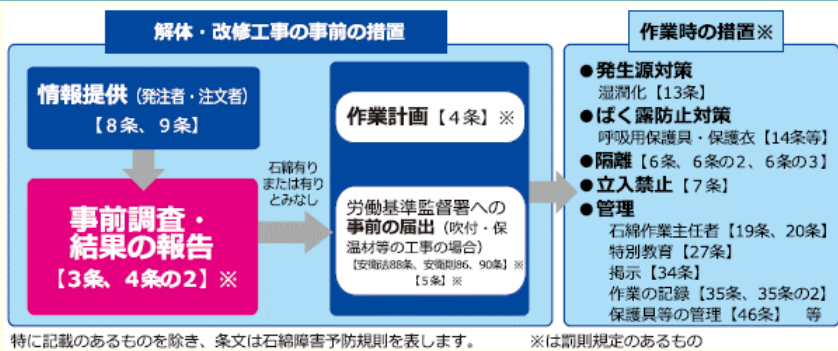
法令改正内容、解体・改修工事や石綿の分析のマニュアル、講習機関等の情報を掲載しています。

## 事前調査等の結果を踏まえた工事実施 【すべての解体・改修工事】

- 事前調査等の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、石綿の除去等について労働安全衛生法・石綿障害予防規則に基づく措置が必要となります。

### ◎ 石綿障害予防規則の規制概要

- ※ このほか、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等に基づく措置も必要です。
- ※ 適正な石綿飛散止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査等は大変重要です。



- 石綿の有無にかかわらず、解体・改修工事では以下のような措置が必要になることがあります。
  - ・ 高所作業では、足場等による作業床の設置、開口部や作業床の端部への手すり等の設置、手すり等を設けることが困難な箇所等での要求性能墜落制止用器具の使用（原則フルハーネス型）等の措置が必要です。作業内容や足場の高さによっては、足場の組立て等作業主任者選任、足場の組立て等特別教育実施、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育実施等も必要となります。
  - ・ 解体・改修する構造・部材によっては、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」「木造建築物の組立て等作業主任者」などの作業主任者選任も必要となります。
  - ・ 飛散防止剤などに含まれる有機溶剤等の含有比によっては、有機溶剤作業主任者の選任、有機溶剤健診の実施・記録（実施後5年間保存）・報告等も必要となります。

## 健康管理・記録保存など 【すべての解体・改修工事】

- 一般の健康診断の実施のほか、石綿を取り扱う業務に常時従事する労働者・常時従事させたことがある労働者に対して6か月以内ごとに石綿健康診断を実施し、石綿健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出する義務があります。
- 石綿の有無にかかわらず、以下の例のような粉じん作業では、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等の措置及び毎年のじん肺健康管理実施状況報告の提出などが必要です。
  - ・ 岩石・鉱物を裁断・彫りまたは仕上げする場所における作業（石膏ボード・サイディングの切断など）
  - ・ 鉱物等を、動力で破砕・粉砕する場所における作業（コンクリートはつり、ガラ・石膏ボードの破砕など）
  - ・ 耐火物を用いた窯、炉等の解体・破砕
  - ・ 屋内・坑内またはタンク・船舶・管・車両等の内部で金属を溶断する作業（鉄骨・下地材の溶断など）
  - ・ 金属をアーク溶接する作業

※ アーク溶接では、作業員へのアーク溶接特別教育、特定化学物質作業主任者の選任、溶接ヒュームに関する特定化学物質健診の実施・記録（実施後5年間保存）・報告等も必要です。

- 以下のとおり、記録類の作成、保存が必要となります。（★は石綿の有無にかかわらず義務）

記録の種類	保存期間	
事前調査・分析調査記録★	3年間 ※ 労働安全衛生法は調査実施から、大気汚染防止法は工事完了から	
作業計画による作業記録	作業終了日から3年間 ※ 写真その他、計画に基づく実施を確認できる方法	
労働者ごとの作業記録	労働者が全現場通じ石綿作業に従事しなくなってから40年間 ※ 「事前調査・分析調査結果」の概要、「作業計画による作業記録」の概要含む	
健康診断記録	一般の健康診断★	実施後5年
	石綿健康診断	労働者が全現場通じ石綿作業に従事しなくなってから40年間
	じん肺健康診断★	実施後7年



厚生労働省「安全・衛生」のページでは、法令改正等の内容や各種安全衛生対策の閲覧、様式・リーフレットの入手等を行うことができます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/)



職場のあんぜんサイト



厚生労働省「職場のあんぜんサイト」では、動画教材の視聴、リーフレットの入手、災害事例や災害統計の閲覧等を行うことができます。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>